

被災地等における安全・安心の確保対策 フォローアップ(概要)

平成23年5月11日現在

1 被災地等の治安回復・維持

○ 被災地等における犯罪の取締り機能の回復・維持

- 被災地の警察官約8,000人に加え、全国から応援部隊約4,400人（特別機動捜査派遣部隊及び地域警察特別派遣部隊を含む。）を派遣し、警戒・警ら活動等を実施
- 被災地周辺海域の船艇・航空機による災害救助活動等に合わせ、不法行為の監視取締り

○ 震災に便乗した悪質商法、義援金名目の詐欺、環境犯罪等への対策

- 震災に便乗した犯罪を11件検挙（4月30日現在）
- （独）国民生活センターに「震災に関連する悪質商法110番」を開設し、469件の相談に対応（4月30日現在）

○ 避難所における防犯対策、相談への対応等

- 全国から女性警察官等を派遣し、避難所における防犯指導、被災者からの相談への対応等の被災者支援活動を実施
- 避難所を巡回する「移動交番」を開設し、防犯情報の提供、被災者からの相談への対応等を実施

○ 流言飛語への対応

- ウェブサイト・ラジオ・壁新聞等を通じ、デマ情報や悪質商法等の注意喚起、相談窓口等の情報を提供
- インターネット上の法令や公序良俗に反し、被災者等の安全を脅かし、又は著しく不安感を高める悪質な情報について、サイト管理者等に対し、表現の自由を尊重しつつ自主的に適切な措置を採ることを要請

2 復旧期における治安回復・維持

○ 仮設住宅、新設店舗等の防犯対策

- 仮設住宅の入居者等に対する犯罪情報・地域安全情報の提供や防犯指導を実施予定
- 関係業界団体を通じ、防犯性能の高い店舗づくりに努めるよう働き掛ける予定

○ 復旧活動に伴う事故の防止と円滑な交通流の確保

- 平成23年度補正予算（第1号）において、交通安全施設等の整備に係る経費（4,486百万円）を措置
- 都道府県警察に対し、復旧活動に従事する車両等の制限外積載許可に際し適切な指導を行うよう指示